

諸手続上の注意事項等について

平成28年4月1日
前橋市水道局下水道整備課

1 申請書を作成するにあたって次の点に注意する。

- (1) 市民から排水設備工事の依頼を受けたら、申請者に対して工事の内容・費用等を正確な見積書等で十分説明し、できるだけ設計変更が生じないように努め、申請者に迷惑が掛からないようにすること。
- (2) 申請書の審査は、設計内容及び下水道本管の供用開始時期等を確認するため、着工の一週間前までに必ず提出すること。
- (3) 二世帯住宅、増設等で量水器（水道メーター）を増設（給水工事を施工）する場合には、排水設備工事を伴わなくても、使用開始届を提出して下さい。
- (4) 大規模工事や井戸水など水道水以外の水を使用する場合、飲食店でグリーストラップを設置する場合等は事前に協議をお願いします。

2 完成届を作成するにあたって次の点に注意する

- (1) 工事完成後14日以内に完成届を提出すること。なお、「完成年月日」とは排水設備に係る工事の完成日であり、引き渡し日や入居の日ではありません。
- (2) 予定工期内に工事が完成しない場合には、予定工期内に「排水設備工事延期届」を提出して下さい。
- (3) 排水設備工事確認申請書及び排水設備工事完成届に水道番号、メータ番号を現地で確認のうえ必ず記入してください。

3 補助金・奨励工事の留意点

- (1) 排水設備工事確認申請書の提出と同時に申請を行うこと。
- (2) 補助金要項・奨励規程は、年度ごとに変更になる場合がありますので、事前に確認してください。
- (3) 補助金・奨励事業の適否を確認した後に、工事を行うこと。

4 施工後のお願い

- (1) 油止めのために設置するトラップを施工したときには、その柵の清掃が必要になる旨、申請者に説明をお願いします。
- (2) 完成検査時に問題があり、平面図の差し替えや補修工事等を指示した場合には、1週間以内に結果を提出してください。
- (3) 切替工事の施工後に、不要となった取付位置表示杭をリサイクルのため回収しておりますので、お手数ですがご協力をお願いします。